

2024(令和6)年度税制改正についての提言

— 物価高を克服し、活力ある経済・社会を実現する —

2023(令和5)年12月7日
立憲民主党 税制調査会

現在、日本の経済・社会は、新型コロナウイルス感染症の影響から立ち直りつつあるものの、急速に進む円安と物価高騰の影響を受け、家計・事業者は依然として厳しい状況に置かれている。また、高所得者と低所得者の経済格差、将来不安の増大、働き方やライフスタイルの多様化への対応、エネルギー自給率の低さがもたらす脆弱性、気候危機の進行など、積年の課題が山積している。税制においても、これらの課題への対応が強く求められている。

2024(令和6)年度の税制改正にあたっては、こうした現下の経済・社会情勢と積年の課題に向き合い、活力ある経済・社会を実現するため、個人・企業・団体等に対して、適時適切な税制上の措置を講じる必要がある。こうした基本認識の下、立憲民主党は、関係団体等から要望聴取を行った上で、2024(令和6)年度の税制改正に関する提言を取りまとめた。

1. 物価高騰で厳しい状況にある家計・事業者等への支援

日本の経済・社会が新型コロナウイルス感染症の打撃から回復に向かいつつある中で、現下の物価高騰がその動きを阻害することのないように、厳しい状況にある個人・事業者等を税制面から支援する。

- ◎ 政府・与党が実施に向けて検討を進めている所得税・住民税の定額減税については、経済対策としての即効性を欠く上に、制度が煩雑となり、現場に多大な負担を強いることになるため、必要な支援は「給付」で迅速に実施すること。
- ◎ 原油価格の高騰が家計や事業者の負担を増大させていることに鑑み、復興財源に配慮しつつ、「トリガー条項」の凍結一時停止・発動(ガソリン1ℓあたり約25円の減税)を実施すること。
- ◎ インボイス制度(適格請求書等保存方式)については、免税事業者が取引過程から排除されたり、廃業を迫られたりする等の問題がある上に、従前の「区分記載請求書等保存方式」でも適正課税は可能であることから、速やかに廃止すること。また、10月からの制度開始に伴い、既に課税事業者(インボイス発行事業者)に転換した免税事業者等に対しては、必要な支援措置を実施すること。
- ◎ この間の新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰によるコスト高が事業を直撃している現状を踏まえ、欠損金の繰戻還付制度の期間(現行1年)を延長すること。

- ◎ コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の具体的な検討が遅れていることに鑑み、法人版事業承継税制における特例措置の対応期限を延長するとともに、各種届出や申告手続きを簡素化すること。その際、個人版事業承継税制についても同様の対応を実施すること。
- ◎ 中小企業者等の法人税率の軽減措置(15%)を本則化すること。
- ◎ コロナ禍で医療を支えた医療機関を支援するため、控除対象外消費税問題の抜本的解決のために必要な措置を講じること。
- ◎ コロナ禍や原油高騰により多大な影響を被った航空事業者の負担軽減を図るため、航空機燃料税の軽減措置を継続すること。
- ◎ 消費税を含め、所得税、法人税等について、税負担の公平性の確保、経済的格差の是正、経済の活性化等を図る観点から、税制全体の見直しを行うこと。

2. 物価を上回る賃金上昇の実現に向けた支援

現下喫緊の課題は、物価の高騰に賃金の上昇が追い付かないために、国民の暮らし向きが一向に改善しないことである。賃上げ促進、「人への投資」等による労働生産性の向上など、必要な取り組みを税制面からも支援する。

- ◎ 一部企業の過大な内部留保が賃上げに回るように、税制等による措置を強化すること。
- ◎ 「賃上げ促進税制」については、雇用者の約7割を抱える中小企業の多くが赤字法人であることから、賃上げに有効な手段とは言えず、この間、実際に十分な効果も見られないことから、より効果的な手段に改めること。
- ◎ 仕事を退職して大学等で学び直しをする場合に、その際に要した資格取得費等を再就職後の給与所得から控除したり、社員が大学院等で学び直しをする際の費用等を企業が負担した場合に、その金額を法人税額から控除できるようにしたりするなど、リカレント教育を推進する個人・企業に対して税制上の優遇措置を講じること。
- ◎ 少額減価償却資産特例について、中小企業の事務負担の軽減を通じた業務効率化、生産性向上の観点から、期限を延長するとともに、現下の物価上昇を踏まえ、現行の対象資産の取得価額(30万円未満)の引上げ、および取得合計額の上限(300万円以下)の引上げを実施すること。
- ◎ DX投資促進税制については、「人への投資」の観点から、DX人材育成への投資を対象に含めること。また、令和5年度税制改正で盛り込まれた「対象事業の海外売上高比率が一定割合以上となることが見込まれること」との要件は、国内で活動する企業が本税制措置を受けられなくなるため、当該要件の廃止を含め、利便性向上に向け、所要の措置を講じること。
- ◎ 同様の内容でも電子文書の場合は課税されない、金額が同じであっても契約の種類により税額が異なり、契約書作成時に大きな負担となるなど、印紙税には様々な不合理、不公平な現象が生じており、生産性の向上を阻害していると考えられることから、印紙税制度は廃止すること。

3. 税制の所得再分配機能・財源調達機能の強化

「失われた30年」とも言われる長期の経済低迷のなかで、高所得者と低所得者の経済格差は拡大し、日本社会の特徴とされてきた「分厚い中間層」は消滅した。こうした状況を打開するため、税制の所得再分配機能・財源調達機能の回復・強化を図り、成長の基盤を確保する。

- ◎ 所得税については、勤労意欲の減退等の懸念に十分配慮しながら、累進性の強化を図ること。併せて、名目賃金の上昇を踏まえ、課税最低限の引き上げなど、必要な措置を講じること。
- ◎ NISA(少額投資非課税制度)の拡充が実現した一方で、貯蓄ゼロ世帯の増加などを踏まえると、所得格差の拡大・固定化を是正する取り組みは依然として不十分であることから、所得再分配機能を強化する観点から、金融所得課税について、当面は分離課税のまま累進税率を導入し、中長期的には総合課税化すること。
- ◎ 法人税については、租特透明化法に基づき精査を行い、抜本的な見直しを実行した上で、法人の収益に応じて応分の負担を求める税制に改革すること。
- ◎ 消費税の逆進性対策については、中低所得者が負担する消費税の半額相当分を所得税から税額控除し、控除しきれない分を給付する「給付付き税額控除」(消費税還付制度)の導入により行うこと。併せて、迅速・簡素な給付の方法を検討すること。
- ◎ 資産格差が拡大・固定化している現状に鑑み、税率構造や非課税措置の見直しなどにより、相続税・贈与税の累進性を高めること。

4. 暮らしの安心を支え、幅広い消費を喚起するための税制

日本経済の長期低迷の一因は、GDPの半分以上を占める個人消費の減退にあり、足元でも円安・物価高騰による個人消費の低迷が経済回復の足枷となっている。暮らしの安心を支え、将来不安の解消に資する税制上の措置を講じることによって、幅広く消費を喚起し、日本経済の再生を図る。

- ◎ 現役世代の社会保障への不安解消、高齢者の生活の安定に寄与するため、生命保険・介護保険・個人年金の各保険料控除の最高限度額を引き上げるとともに、保険料控除の合計適用限度額を引き上げること。また、遺族の生活困窮の防止や子どもの教育機会の確保に向けた保障額の充実のため、扶養している子どもがいる場合は、生命保険料控除の最高限度額並びに合計適用限度額を更に引き上げること。
- ◎ 確定給付企業年金、確定拠出年金をはじめとする企業年金等の積立金に係る特別法人税については、公的年金制度を補完する企業年金制度の健全な維持・発展や、労働者の権利である受給権の保全に支障をきたす恐れがあることから、廃止すること。
- ◎ 奨学金の返還に追われる若年層を支えるため、奨学金制度の拡充を前提と

しつつ、貸与型奨学金の返還額について所得控除の対象とすること。

- ◎ 自動車関係諸税については、走行距離課税など新たな負担増の議論を行うのではなく、現行の複雑・過重な税制の見直しを図ること。具体的には、自動車重量税の「当分の間税率」を廃止するとともに、自動車重量税の国分の本則税率を地方税化すること等により、地方財源を確保しつつ、自動車の保有者・利用者の負担を軽減すること。
- ◎ 性暴力や児童虐待などによる被害者を支援するため、公認心理師・臨床心理士のカウンセリングを受ける場合、その費用を所得控除の対象とすること。
- ◎ 失職者等に対して、税の減免措置を広く適用するため、所得基準の弾力的運用や特例措置を講ずること。
- ◎ 政府・与党では、児童手当の支給対象を高校生まで拡大するにあたり、16歳～18歳までの扶養控除の縮小が検討されているが、子育て・教育にかかる費用負担が少子化の大きな原因とされていることなどに鑑み、手当が十分な額とならない限り、控除は存続させること。
- ◎ 扶養控除・特定扶養控除は、12月31日時点の年齢に基づき適用されるため、いわゆる「早生まれ」の者は適用が遅れ、その分税務上不利益を被ることから、就学年での適用を認めるなど、必要な改正を講ずること。
- ◎ 働く人の安心を支えるため、食事手当の非課税限度額を引き上げること。

5. 働き方やライフスタイルに中立な税制

共働き世帯やフリーランスの増加、パートナーシップ制度の広がりなど、働き方やライフスタイルが多様化するなかで、税制がその選択を歪めることがないように、中立な税制を確立する。

- ◎ 配偶者控除などにより就労調整が起こることのないように、関連する制度全体での整合性を確保しつつ、当面は最低賃金の上昇等に対応した控除額の引き上げ、中長期的には所得税の人的控除等の抜本的な見直しを図ること。
- ◎ 法人の欠損金の繰越控除期間が10年間とされていることに鑑み、法人・個人間の制度格差・不公正を是正する観点から、青色申告を行うフリーランスや個人事業主については、純損失の繰越控除期間(現行3年間)を10年間に延長すること。
- ◎ 所得税法第56条については、恣意的な所得分散を防止するため、対価の授受を行う親族の双方が正規の簿記の原則に従った帳簿を備え付け、契約によって支払いの事実や適正な対価であることを明確にすること等の要件を付した上で、廃止を含め、見直しをすること。
- ◎ 異性間の法律婚に限定して配偶者控除を適用する現行税制を見直すこと。

6. カーボンニュートラルの実現に向けた税制

気候危機の深刻化や、この間、輸入依存度の高い原油の価格高騰が国民の暮らしを圧迫してきたこと等を踏まえ、原子力エネルギーに依存しないカーボンニュートラル社会の早期実現に向けて、必要な税制上の措置を講じる。

- ◎ 2050年までにカーボンニュートラル(温室効果ガス排出実質ゼロ)を達成できるよう、脱炭素の技術革新・技術開発を税制面からも強力に支援し、税制全体の見直しの中で炭素税のあり方を検討すること。
- ◎ 我が国の基幹産業である自動車産業の脱炭素化を推進し、国際競争力の維持・強化を図るべく、電動自動車の普及や脱炭素化に資する自動車開発等を支援する税制上の措置を講じること。
- ◎ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、期限を延長するとともに、電気自動車に係る充電設備や蓄電池など、カーボンニュートラルへの貢献度の高い取得資産を対象に加えるなど、拡充を図ること。
- ◎ 森林環境譲与税については、温室効果ガスの排出削減を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するという本来の趣旨を踏まえ、人口が多く、森林が少ない自治体に厚く配分される現行の譲与基準を見直し、山間地など行政ニーズの高い自治体に多く配分されるようにすること。

7. 多発化・深刻化する災害等に対応する税制

近年、気候危機の影響を受け、災害は多発化・深刻化を極めており、国民生活に重大な影響を及ぼしている。また、特に本年はクマの出没による人的被害が拡大している。これらの事態に対応するために必要な税制上の措置を講じる。

- ◎ 低所得者世帯の多くが地震保険に加入できていない実態等を踏まえ、地震保険料控除制度について、所得控除方式と税額控除方式の選択制の導入、保険料の改定に合わせた控除額の拡充など、地震保険の更なる普及を図るために必要な措置を講じること。
- ◎ 遺族の生活資金を確保するため、災害時の死亡保険金の非課税枠を拡充すること。
- ◎ クマをはじめとする鳥獣被害を減少させるためには、鳥獣の捕獲を行う狩猟者の確保が必要不可欠であることから、令和5年度末に期限が到来する狩猟者登録に係る狩猟税の特例措置を延長すること。

8. 真の地方分権改革実現に向けた地方税財源の安定的な確保等

真の地方分権改革実現に向けては、地方税財政の安定が欠かせない。地方が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担えるよう、必要な措置を不足なく講じる。

- ◎ 一般財源総額及び地方交付税総額を確保・充実すること。特に、会計年度任用職員への勤勉手当の支給などの人件費を含む財政需要の増加に的確に対応すること。財源不足分は臨時財政対策債に依存することなく、交付税率の引き上げなどで対応すること。
- ◎ 国・地方の税源配分を地方の担う事務と責任に見合ったものに見直すとともに、偏在性が小さく安定的な税収を確保できる地方税体系を構築すること。

- ◎ 地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。
- ◎ 政府・与党が実施に向けて検討を進めている所得税・住民税の定額減税については、本来的には「給付」に改めるべきだが、仮に実施された場合は、地方の財政運営に支障が生じないように、住民税の減収額は確実に全額国費で補填するとともに、所得税の減税に伴う地方交付税の減額についても、国の責任において確実に補填すること。加えて、システム改修費や人件費など、自治体に新たな経費が発生する場合は、全額国の負担とすること。
- ◎ 「トリガー条項」の発動、航空機燃料税の軽減による地方税の減収については、国による補填あるいは譲与割合の引き上げなどで確実に対応すること。
- ◎ 「ふるさと納税」制度については、様々な問題が指摘されていることから、抜本的な見直しを行うこと。
- ◎ 実質的には大企業である法人が減資により外形標準課税を回避する「課税逃れ」に対して、中小企業への影響に最大限配慮しつつ、適切な対策を講じること。

9. 多国籍企業による租税回避の防止

巨大IT企業などの多国籍企業による租税回避行為が横行していることに鑑み、「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する国際合意」(2021年10月)が実現したことを踏まえ、必要な対応を講じるべきである。

- ◎ 合意における「第1の柱」(市場国への新たな課税権の配分)について、多数国間条約の策定に向けた議論を加速するとともに、条約締結後の速やかな批准と国内法の改正など、必要な対応を確実に実施すること。

10. 納税環境の整備

税務手続きの煩雑化に鑑み、デジタル化・簡素化を促進するとともに、実態に即した納税環境を整備することで、納税コストの低減を図る。

- ◎ 税務行政において納税者の権利利益の保護を図るため、「納税者権利憲章」を制定すること。
- ◎ e-Tax及びeLTAXの使用性を高めるとともに、その活用等を通じ、電子化対象手続きを拡充するなどして、税務手続きのデジタル化・簡素化を進めること。
- ◎ 扶養親族の変更、保険料控除証明書の到達遅延などにより、翌年に年末調整のやり直しが必要になる場合があることに鑑み、年末調整の実施時期を1カ月後ろ倒しすること。同時に、その影響が及ぶ所得税の確定申告についても、申告期間を1カ月後ろ倒しすること。また、インボイス制度の開始による混乱等を踏まえ、消費税の確定申告期限についても同様に延長すること。

以上

各部門から提出された「重点要望項目」

関係団体から2024(令和6)年度税制改正要望に関するヒアリングを実施した上で取りまとめられた、各部門の「重点要望項目」は、以下の通りである。

目次

内閣部門	…	p.8
内閣部門(消費者問題)	…	p.9
子ども政策部門	…	p.10
総務部門	…	p.10
財務金融部門	…	p.12
文部科学部門	…	p.14
厚生労働部門	…	p.14
農林水産部門	…	p.15
経済産業部門	…	p.19
国土交通部門	…	p.24
環境部門	…	p.29

〔 内閣部門 〕

項目	内容・要望団体
<p>NPO/NGO等非営利民間団体に対する個人・法人の寄付を促進する税制</p>	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○寄付金控除の拡充 個人が寄付した際の所得税控除限度額の引上げ等 ○資産寄付の促進 個人が不動産・有価証券など資産を寄付した際に課税される「みなし譲渡所得課税」の見直し ○寄付金の特別損金算入の拡大 法人が寄付した際の損金算入限度額の引上げ等 ○現物寄付の促進 現行では食料品に限られている現物寄付促進税制(損金算入を可能とする)の対象を、衣類・学用品などへ拡大 <p>(要望団体)</p> <p>国際協力NGOセンター、日本ファンドレイジング協会、セイエン、新公益連盟、公益法人協会、日本NPOセンター</p>
<p>NPO/NGO等非営利民間団体の活動を支援する税制</p>	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際連帯税の導入 SDGs達成など国際的な課題に取り組むNPO/NGO等を支援する財源確保のため「国際連帯税」を導入 <p>(要望団体)</p> <p>国際協力NGOセンター</p>
<p>セクシュアリティ・ライフスタイルに中立な税制</p>	<p>(内容)</p> <p>異性間の法律婚に限定して所得税の配偶者控除を認める税制の見直し等</p> <p>(要望団体)</p> <p>LGBT法連合会</p>

〔 内閣部門(消費者問題) 〕

項目	内容・要望団体
<p>社会的な役割を果たす協同組合等に対する法人税の配慮措置 等</p>	<p>●協同組合の独自性や社会的役割を考慮した税制； 協同組合は「助け合いの組織」であり、社会的な役割を果たす組織であり、SDGsに基づく「誰一人取り残さない」社会の実現に協同組合が寄与している。このような非営利の相互扶助組織としての協同組合の社会的・公共的な役割と持続可能な経営基盤の確立の重要性に鑑み、協同組合に配慮した税制を継続する。</p> <p>(要望団体) 日本生活協同組合連合会、労働者福祉中央協議会</p> <p>●インボイス制度実施に関する要望； インボイス制度の実施に伴い、小規模事業者に対する負担軽減や特例の拡充を求める。</p> <p>(要望団体) 日本生活協同組合連合会</p>
<p>消費者利益の確保を目指し、税の公平性を確保</p>	<p>●受取配当の益金不算入制度に関する要望； 協同組合の特性に合わせ、受取配当の益金不算入制度の見直しを求め、特に生協の増税への対応が必要である。</p> <p>(要望団体) 日本生活協同組合連合会</p> <p>●LPガス、石油製品(ガソリン・灯油)に関する要望； LPガス、石油製品(ガソリン・灯油)については、消費者の暮らしに欠かせないものであることを踏まえ、公共料金に準じ、価格の決定過程の透明性、消費者参画の機会および価格の適正性など、様々な観点を踏まえた施策を、税負担のあり方等も含め検討、実施する。</p> <p>(要望団体) 労働者福祉中央協議会</p>
<p>労働者の福祉の増進</p>	<p>●勤労者の生活設計・保障への支援； 財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄の非課税限度額を引き上げる。</p> <p>●失職等に伴う社会保障の充実； 失職者等に対して医療保険の確実な給付を行うとともに、税・社会保険料の減免を広く適用するため、所得基準の弾力的運用や特例措置を講ずる。</p> <p>●防災や環境に配慮した住宅整備促進等の住宅政策の改善(特例措置制度等の恒久化と要件緩和)； 良質で低廉な住宅の安定供給や流通促進、国民の住宅取得支援をはかるため、下記制度の恒久化や軽減措置の導入等が必要である。具体的には、住宅ローン控除制度の恒久化ならびに床面積要件の引き下げ及び住宅取得支援、良質な住宅供給をはかる措置の恒久化(新築住宅に係わる固定資産税の軽減、居住財産の譲渡に係わる特例、不動産取得税に係わる特例、認定優良住宅を新築した場合の特例等を要望する。</p> <p>(要望団体) 労働者福祉中央協議会</p>

〔 子ども政策部門 〕

項目	内容・要望団体
<p>高校生の扶養控除の存続</p>	<p>児童手当の18歳までの対象年齢延長に伴い、政府・与党では高校生の扶養控除の縮小が検討されているが、子育て・教育にかかる費用が高いことが少子化の大きな原因であり、これはあってはならない。したがって、高校生にかかる所得税の扶養控除は、存続をすること。</p> <p>(要望団体) NPO法人キッズドア</p> <p>※なお、部門役員会の意見として、扶養控除及び特定扶養控除の適用につき、就学年での適用を認めること等により、早生まれの者が不利益を被らないよう制度改正することを提案する。</p>

〔 総務部門 〕

項目	内容・要望団体
<p>真の地方分権改革実現に向けた地方税財源の安定的な確保等</p>	<p>○真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築に向け、まずは税源配分を5:5にするなど地方の担う事務と責任に見合った税源配分とすること。</p> <p>○地方間の財源偏在性を解消すること。</p> <p>○地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。</p> <p>○「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の「令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税」について、地方の財政運営に支障が生じないよう、個人住民税の減収額は確実に全額国費で補填するとともに、所得税の減税に伴う地方交付税の減額について、国の責任において確実に補填すること。システム改修費や人件費など自治体に新たな経費が発生する場合は、全額国の負担とすること。</p> <p>(要望団体) 全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、全日本自治団体労働組合(自治労)</p>

<p>厳しい状況にある多様な自治体の実情に応じた税財政上の措置の拡充強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地方の財政状況は厳しく、物価高等を踏まえ、一般財源総額及び地方交付税総額を確保・充実すること。特に、会計年度任用職員への勤勉手当の支給などの人件費を含む財政需要の増加に的確に対応すること。財源不足分は臨時財政対策債に依存することなく、交付税率の引き上げなどで対応すること。 ○固定資産税の2024年度評価替えに当たっては、商業地等に係る負担調整の据置措置等の廃止・見直しなど負担水準の均衡化、安定的確保を図ること。 ○2024年度から始まる森林環境税の個人負担も踏まえ、山間地など行政ニーズの高い自治体に多く配分されるよう、譲与基準を見直すこと。 ○法人事業税に関し、電気・ガス供給業収入金額課税制度を堅持するとともに、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、事業活動の実態を踏まえて制度的な見直しを行うこと。 ○ふるさと納税については種々の問題が指摘されており抜本的に見直すこと。 ○地方税における税負担軽減措置等の整理合理化、自動車関係諸税のあり方の検討に当たっての自治体の意見の反映及び地方財政への配慮、自動車重量税のエコカー減税による減収分の代替財源の確保、個人住民税の資産性所得課税の強化、地球温暖化対策に係る税財源の確保・充実等、大都市から過疎地までの多様な自治体の実情に応じた税財政上の措置を拡充強化すること。 <p>(要望団体) 全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、全日本自治団体労働組合(自治労)</p>
<p>デジタル化及び情報通信産業等の支援に向けた税制上の措置の推進等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○研究開発税制の拡充、5G投資促進税制及び研究開発税制における繰越控除制度の導入、DX投資促進税制の改善、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の要件緩和、減価償却定率法の継続、ESGやBCP等社会性の強い拠点設立に対する固定資産税負担の軽減税制の導入、印紙税の廃止を含めた見直し、暗号資産の課税対象の見直しなど、税制によってイノベーション創出やGX・DXなどの社会課題への対処を図ること。 ○インボイス制度に伴う負担軽減、電子帳簿保存法改正に伴う要件緩和など納税事務の簡素・合理化、納税負担の軽減を図ること。 ○国内クラウドサービスへの支援、「イノベーションボックス

	<p>減税」の早期実現、中小企業における少額減価償却資産の損金算入特例措置の延長、産業競争強化法に基づく登録免許税の軽減措置の見直しおよび延長、ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置の延長など、コンテンツ製作に関わる人材育成を始めとするコンテンツ産業の国際競争力強化のための支援措置を強化すること。</p> <p>(要望団体) 情報産業労働組合連合会(情報労連)、日本電信電話株式会社(NTT)、デジタルメディア協会、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</p> <p>※「平和なくして労働運動なし」「創り・育てる平和の大切さ」を掲げており、「安保関連3文書」が十分な説明や国民的論議もなされないまま閣議決定され、『防衛財源確保法』も十分な積算根拠、妥当性が示されず、国民の理解が不十分なまま可決成立したことから、今後の安全保障政策について、防衛力のあり方、予算規模、財源確保に関し、国民を巻き込んだ真摯な論議を行うこと。</p> <p>(要望団体) 情報産業労働組合連合会(情報労連)</p>
--	---

〔 財務金融部門 〕

項目	内容・要望団体
<p>生命保険料控除の拡充</p>	<p>人生100年時代を迎え、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するために、国民の自助・自立のための環境を整備する観点から、生命保険料控除制度を拡充することを要望する。具体的には、所得税法上および地方税法上の介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を少なくとも5万円および3.5万円とすること、一般生命保険料控除については扶養している子どもがいる場合、6万円および4.2万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を少なくとも14万円(扶養している子どもがいる場合、16万円)とすること——を要望する。</p> <p>(要望団体) 生命保険協会、全国生命保険労働組合連合会(生保労連)、損害保険労働組合連合会(損保労連)、こくみん共済coop<全労済></p>

<p>印紙税制度の廃止</p>	<p>契約書作成時に負担となっている、同様の内容でも電子文書の場合は課税されない、金額が同じであっても契約の種類により税額が異なる、取引形態の多様化により印紙税法「別表第一の課税物件表」に掲げる課税文書の判定に際し事務負担が多大になっている——など、印紙税には様々な不合理、不公平な現象が生じている。したがって、印紙税制度を廃止することを要望する。</p> <p>(要望団体) 日本貸金業協会、全国間税会総連合会(全間連)、損害保険労働組合連合会(損保労連)</p>
<p>欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の拡充</p>	<p>欠損金の繰越控除制度について、法人の欠損金額の繰越期間は10年間とされている一方で、個人事業主の純損失の繰越期間は3年間に据え置かれ、個人と法人との間に制度格差・不公平が生じている。したがって、青色申告を行う個人事業主について、令和5年分以降に生じた各年分の純損失の金額を10年間(現行3年間)にわたり繰越控除することを要望する。また、繰戻還付制度については、繰戻期間が1年に限定されており、今般の新型コロナウイルス感染症拡大のような特殊事情が発生した時期によっては、課税所得が適正な水準だった年度へ遡ることができないケースが想定される。したがって、繰戻期間を延長することを要望する。</p> <p>(要望団体) 全国信用金庫協会(全信協)、全国信用組合中央協会(全信中協)、全国青色申告会総連合(全青色)</p>
<p>部門固有の要望ではないが、その重要性に鑑み、重点要望項目に添付すべきと考えるもの</p> <p>DX投資促進税制の認定要件緩和</p>	<p>我が国企業の生産性向上を通じた競争力の向上のために、デジタル化の推進は欠かせない。DX投資促進税制は、こうした企業の取組みを推進するものであり、令和5年度税制改正で適用期限が2年間延長されたものの、認定要件が一部見直され、「対象事業の海外売上高比率が一定割合以上となることが見込まれること」が盛り込まれた。国内で活動する企業にとっては、当該要件を満たすことは難しく、事実上本税制措置を受けられないものと考えられる。したがって、企業のDX投資を促進するために、デジタル関連投資を行う企業が、幅広く本制度の適用を受けやすくなるよう、当該要件の廃止を含め所要の措置を講じることを要望する。</p> <p>(要望団体) 全国信用金庫協会(全信協)</p>

〔 文部科学部門 〕

項目	内容・要望団体
国立大学法人や学校法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学等の寄附収入を拡大させるため、個人寄附金に係る税額控除の対象を、学生への修学支援のみならず、教育・研究活動全般への支援に拡大 ・ 学校法人の寄付収入を拡大させるため、現在寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の見直し等 <p>(要望団体) 一般社団法人国立大学協会、全私学連合、全国専修学校各種学校総連合会</p>
文化・芸術を発展させ、支援するための税制上の優遇措置の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間劇場等の基盤強化を行うため、文化芸術関係施設の固定資産税等の優遇措置を行う <p>(要望団体) 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p>
博物館の登録制度の充実に向けたインセンティブの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録博物館に認められている事業所税の免除だけでなく、私立博物館には認められていない固定資産税や都市計画税、不動産取得税について、非課税の対象とする <p>(要望団体) 公益財団法人 日本博物館協会</p>

〔 厚生労働部門 〕

項目	内容・要望団体
控除対象外消費税問題の抜本的な解決	<p>控除対象外消費税問題の抜本的解決のための措置を講ずる。</p> <p>(要望団体) 日本医師会、日本歯科医師会、四病院団体協議会、日本社会医療法人協議会、日本病院会、日本医療法人協会、全国老人保健施設協会</p>
消費税にかかわる低所得階層対策	<p>消費税にかかわる低所得階層対策は、軽減税率を撤回し、最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」または「給付付き税額控除」を導入する。</p> <p>(要望団体) 日本退職者連合</p>

<p>イノベーションボックス 税制の創設</p>	<p>欧州諸国を中心とした諸外国において、研究開発投資に対する優遇措置に加えて、特許等の知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する税制の導入が進んでいる。国際的なイコールフットィングを確保し、研究開発拠点としての立地競争力の維持・強化を図るべく、研究開発税制による研究開発段階における投資の支援のみならず、その成果物として生まれた無形資産からの所得に対する税制優遇として、イノベーションボックス税制を創設する。</p> <p>※研究開発税制の特例措置が令和7年度末まで延長されているが、短期的な景気動向や企業業績に左右されず一定規模の投資を継続することが求められることから、研究開発税制を拡充した上で、研究開発税制による継続的な支援を行っていくことも必要である。</p> <p>(要望団体) 日本化学エネルギー産業労働組合連合会(JEC連合)、日本製薬工業協会</p>
------------------------------	--

〔 農林水産部門 〕

項目	内容・要望団体
<p>地域農業を支える農業者、 農業関係事業者への支援等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○スマート農業の実装の加速化に向けた特例措置の創設 ○軽油に係る軽油引取税の課税免税措置の適用期限の延長 ○厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し ○新規就農者が利用する機械装置等の固定資産税に係る特例措置の延長 ○農地中間管理機構へ農地を貸し付けた際の農地の課税標準の特例措置の適用期限の延長 ○農地中間管理機構が農地を取得した際の所有権移転登記の税率の軽減措置の適用期限の延長 ○農地の固定資産税等に対する負担調整措置の延長 ○少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限の延長 ○家畜糞尿の処理施設・設備の課税標準の特例措置の適用期限の延長 ○青色申告特別控除額の引上げ ○青色事業主勤労所得控除制度の創設 ○青色申告による欠損金の繰越控除期間の延長

	<ul style="list-style-type: none"> ○特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく施設にかかる資産割の特例措置の適用期限の延長 ○みどりの食料システム法に基づく実施計画の認定を受けた場合の環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の延長 ○バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備の課税標準の特例措置の適用期限の延長 ○再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例措置の適用期限の延長 ○輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の特例措置の延長 ○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る課税免除の特例措置の適用期限の延長 ○鳥獣保護管理法に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る課税免除の特例措置の適用期限の延長 ○鳥獣保護管理法の規定に基づき許可を受けて鳥獣の捕獲等をする者及びその従事者が受ける狩猟者の登録への特例措置の適用期限の延長 ○防衛力強化に係る財源確保のための法人税の措置の協同組合への適用 ○過大支払利子税制について経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置の創設 ○生命保険料(共済掛金)控除制度の拡充 ○死亡共済金の相続税非課税限度額の引上げ ○「共済代理店に支払う手数料の消費税」及び「完全支配関係にある会社との取引にかかる消費税」の負担軽減措置の創設 ○確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税の廃止 ○受取配当等の益金不算入制度について二重課税の排除の観点からの議論 ○適格請求書等保存方式開始後の負担軽減に係る制度運用の実施 ○農業協同組合等が認定新規就農者が利用する機械装置等を取得した場合の課税標準の特例措置の適用期限の延長 ○農業経営基盤強化促進事業及び農業委員会の農地移動適正化あっせん事業等により認定農業者に対して農地等を譲渡した際の譲渡所得の特別控除額の大幅な引上げ
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ○知的財産から生じる所得に対する法人税額等の特別控除(イノベーションボックス税制)の創設 ○技術研究組合の所得の計算の特例措置(圧縮記帳)の延長 ○中小企業事業再編投資損失準備金の延長 ○産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の延長 ○中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長 ○過疎地域において事業用設備等を取得した場合の割増償却の延長 ○金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大) ○新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の延長 ○農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の特例措置の拡充及び延長 ○酪農畜産や園芸経営への準備金制度に準ずる制度の創設 ○酪農家に対する固定資産税の減免措置の創設 ○集送乳ローリーに対する軽油引取税の免税措置の創設 ○農地を取得した場合の不動産取得税の特例措置の恒久化 ○農業用倉庫等営農事業資産を取得した場合の不動産取得税の特例措置の創設 ○農地等に係る相続税の納税猶予制度の拡充 ○農家所有の農業用トラックに対する自動車重量税の軽減措置の創設 ○北海道内で農業用に使用する自家用貨物自動車に対する自動車重量税・車検の軽減措置の創設 ○農業用に使用するガソリンに対する揮発油税の減免措置の創設 <p>(要望団体) 全国農業協同組合中央会、全国農業会議所、食品産業センター、日本酪農政治連盟、北海道農民連盟</p>
--	---

<p>森林の公益的機能の確保、グリーン成長の実現に向けた森林・林業・木材産業関係者への支援等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し ○軽油に係る軽油引取税の課税免税措置の適用期限の延長(再掲) ○山林所得に係る森林計画特別控除の延長 ○輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の特例措置の延長(再掲) ○新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の延長(再掲) <p>(要望団体) 日本林業協会、全国木材組合連合会、全国森林組合連合会、日本林業経営者協会、日本林業同友会、全国素材生産業協同組合連合会、全国森林整備協会、全日本木材市場連盟、日本合板工業組合連合会、日本造林協会</p>
<p>国民への水産物の安定供給に取り組む漁業者、水産関係者への支援等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○軽油に係る軽油引取税の課税免税措置の適用期限の延長(再掲) ○過疎地域において事業用設備等を取得した場合の割増償却の延長(再掲) ○輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の特例措置の延長(再掲) ○新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の延長(再掲) ○東日本大震災の被災代替償却資産(漁船)に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長 ○漁港水面施設運営権の創設に伴う税制上の所要の措置 ○生命保険料(共済掛金)控除制度の拡充(再掲) ○適格請求書等保存方式開始後の負担軽減に係る制度運用の実施(再掲) ○違法操業を繰り返す外国漁船の取締りの強化 ○民間漁船による魚群確認調査を実施する事業の構築 ○漁業構造改革総合事業や漁業・養殖業復興支援事業の継続・拡充による環境に配慮した漁船の建造の促進 <p>(要望団体) 大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、全日本海員組合</p>

〔 経済産業部門 〕

項目	内容・要望団体
<p>物価高対策・賃上げに貢献し、企業活性化と国民生活向上に資する税制の見直し</p>	<p>○配偶者控除の「103万円の壁」や社会保険の「130万円の壁」等、就労調整が起こることのないよう、関連する制度全体を見渡した整合性のある税制・社会保障制度の全体見直し (要望団体) 日本チェーンストア協会、日本スーパーマーケット協会、中小企業家同友会全国協議会、全国中小企業団体連合会、UAゼンセン</p> <p>○賃上げ促進税制の適用の延長・要件緩和等見直し (要望団体) 日本チェーンストア協会、日本LPガス協会、全国中小企業団体中央会、UAゼンセン、日本自動車工業会</p> <p>○電気・ガス供給業に係る法人事業税の収入金額を課税標準とする課税方式から一般の事業と同様の課税方式への変更 (要望団体) 電気事業連合会、日本ガス協会</p> <p>○給付付き税額控除制度の仕組みの導入 (要望団体) UAゼンセン、全国中小企業団体連合会</p> <p>○欠損金の繰越期間の延長、控除限度額の緩和 (要望団体) 電気事業連合会、日本チェーンストア協会、日本LPガス協会、石油連盟</p> <p>○事業所税や法人事業税付加価値割の廃止 (要望団体) 日本チェーンストア協会、UAゼンセン</p> <p>○手続業務負荷軽減と観光立国に資する消費税免税店制度、販売制度の見直し (要望団体) 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会</p> <p>○電気・ガス・水道料金に係る消費税率引き下げ (要望団体) 日本チェーンストア協会</p>

	<p>○商業地等の非住宅用地・建物に対する固定資産税負担の軽減・適正化 (要望団体) 日本百貨店協会、全国中小企業団体中央会、日本鉄鋼連盟</p> <p>○セルフメディケーション税制の普及・啓発 (要望団体) JEC連合、UAゼンセン</p> <p>○交際費課税の特例措置の延長 (要望団体) 全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本ガス協会、全国石油商業組合連合会</p> <p>○石油関連諸税の消費税の上乗せ課税(タックス・オン・タックス)の解消 (要望団体) 日本自動車会議所、日本自動車連盟、石油連盟、全国石油商業組合連合会、日本LPガス協会、全国LPガス協会、JEC連合</p> <p>○自動車重量税の廃止／「当分の間税率」の廃止。自動車税・軽自動車税の環境性能割の廃止 (要望団体) 日本自動車連盟、日本自動車会議所、日本自動車販売協会連合会</p> <p>○地方の方の負担増につながる走行距離課税の導入・検討に反対 (要望団体) 日本中古自動車販売協会連合会</p> <p>○軽自動車及び二輪車ユーザーに対する更なる税負担増に断固反対 (要望団体) 全国軽自動車協会連合会</p> <p>○経年車に対する重課措置の廃止または軽課 (要望団体) 日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車連盟、日本自動車会議所</p>
--	---

	<p>○ガソリン税及び軽油引取税の「当分の間税率」(旧暫定税率)の廃止 (要望団体) 日本自動車会議所、日本自動車連盟、JEC連合、石油連盟、全国石油商業組合連合会</p> <p>○バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長 (要望団体) 日本自動車会議所、日本自動車工業会</p> <p>○バイオETBEおよびバイオETBEの原料として使用するバイオエタノール及びニートSAFに係る輸入関税無税制度の適用期限の延長ないし恒久化 (要望団体) 石油連盟、JEC連合</p> <p>○原料用石油製品等の揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化 (要望団体) 基幹労連、JEC連合、日本鉄鋼連盟</p> <p>○軽油引取税の課税免除の特例措置の延長・恒久化 (要望団体) JEC連合、全国石油商業組合連合会、全国中小企業団体中央会</p> <p>○海外投資等損失準備金制度の延長あるいは恒久化 (要望団体) 日本ガス協会、JEC連合、日本鉱業協会</p> <p>※なお、成長志向型カーボンプライシング等、GX推進の具体的議論も進んでいるが、多数のエネルギー団体からは、さらなる負担増となる炭素税等の導入は容認できないとの要望を受けている。経済産業部門としては、こうした声を踏まえ、税制全体の見直しの中で慎重に議論すべきことを強く求める。</p>
DX・GX促進に向けた 税制の見直し・整理	<p>○DX分野の投資促進税制の継続及び大胆な措置の創設、企業規模の大小にとらわれない、制度変更や人手不足解消に係る設備投資に対する減税措置の創設 (要望団体) 日本自動車工業会、JEC連合、日本チェーンストア協会</p>

	<p>○印紙税の抜本の見直し(デジタル化により電子決済、ペーパーレス化の推進に応じた領収書(第17号文書)や修理加工・サービス等の請負契約に係る伝票類(第2号文書)などに係る印紙税の廃止等)</p> <p>(要望団体) 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、UAゼンセン、日本鉄鋼連盟、日本自動車工業会</p> <p>○カーボンニュートラルに資する研究を含む研究開発税制の拡充、オープンイノベーション促進税制の拡充・延長</p> <p>(要望団体) 日本自動車工業会、JEC連合、UAゼンセン、日本鉄鋼連盟、日本ガス協会、日本LPガス協会</p> <p>○国内生産基盤の再構築に資する設備投資促進税制の拡充</p> <p>(要望団体) 日本自動車工業会、基幹労連、JEC連合</p> <p>○イノベーションボックス税制の創設</p> <p>(要望団体) 日本自動車工業会、UAゼンセン、JEC連合</p> <p>○SAF製造設備の追加など、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の延長・対象拡大</p> <p>(要望団体) JEC連合、日本チェーンストア協会、石油連盟、日本ガス協会、全国中小企業団体中央会、日本鉄鋼連盟</p> <p>○自動車燃料用LPガスに課税されている石油ガス税の天然ガス自動車との同等化</p> <p>(要望団体) 日本LPガス協会、全国LPガス協会</p> <p>○地方公共団体等と災害時に電気自動車を提供する等の協定を締結し、現実に災害時に提供された電動車等の翌年以降の自動車税種別割の減免</p> <p>(要望団体) 日本自動車会議所、日本自動車販売協会連合会</p>
--	--

	<p>○カーボンニュートラル実現に向けた自動車用燃料・エネルギーに対する課税の公平の確保等、自動車税制の抜本的見直し (要望団体) 日本自動車会議所、日本自動車販売協会連合会、日本自動車連盟、全国石油商業組合連合会、JEC連合、石油連盟、日本鉄鋼連盟</p>
<p>中小企業税制の見直し</p>	<p>○インボイス制度の見直し (要望団体) 日本チェーンストア協会、中小企業家同友会全国協議会、全国中小企業団体中央会、全国中小企業団体連合会</p> <p>○中小企業経営強化税制、中小企業防災・減災投資促進税制、地域未来投資促進税制など中小企業の設備投資促進税制の継続 (要望団体) JEC連合、UAゼンセン、日本自動車会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会</p> <p>○経営資源集約化税制の適用期限の延長 (要望団体) 全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会</p> <p>○償却資産に対する固定資産税の縮減または廃止を含む抜本的見直し、固定資産税の負担調整措置の継続 (要望団体) 日本鉄鋼連盟、基幹労連、全国石油商業組合連合会、日本百貨店協会、全国中小企業団体中央会</p> <p>○少額減価償却資産の特例措置の延長 (要望団体) 全国石油商業組合連合会、日本ガス協会、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会</p> <p>○外形標準課税の中小法人への適用拡大反対及び抜本的見直し (要望団体) 中小企業家同友会全国協議会、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国石油商業組合連合会、日本自動車会議所、日本百貨店協会、UAゼンセン</p>

	<p>○特例承継計画の提出期限延長、事務負担軽減や一定期間の事業継続を条件とした免除制度導入の検討等、事業承継税制の見直し及び制度の推進</p> <p>(要望団体) 全国商工会連合会、中小企業家同友会全国協議会、全国中小企業団体中央会</p>
--	---

〔 国土交通部門 〕

項目	内容・要望団体
<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている運輸・観光事業者等への支援</p>	<p>【自動車】</p> <p>○新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰の影響により深刻な状況にあるタクシー事業者に対し、法人税、消費税、固定資産税、事業所税、登録免許税、自動車関係諸税等の負担軽減</p> <p>【ホテル】</p> <p>○欠損金の繰越控除の拡充(大企業につき繰越控除を繰越控除前の所得の50%とする上限の撤廃、産業競争力強化法に基づく事業適応計画の認定を受けた場合の繰越控除を可能とする特例を拡大し、延長等)</p> <p>○事業用資産の買い換え特例の要件緩和(大規模建物の建設につき承認を受けた場合、譲渡益課税の繰延べ期間を3年以内から5年以内と延長)</p> <p>○固定資産税(土地)の負担調整措置の延長と拡充(商業地における価格の下落修正を行う措置等の継続等)</p> <p>○固定資産税(家屋)の負担軽減(耐用年数の短縮等)</p> <p>○法人事業税の外形標準課税の適用対象の維持</p> <p>○中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長</p> <p>○人材投資促進税制(教育訓練費の増加率に応じ、税額控除を認める制度)の復活</p> <p>○賃上げ促進税制の延長と拡充、人材確保等促進税制(新規雇用者給与総額の増加を要件として税額控除を求める制度)の復活</p> <p>○配偶者特別控除の上限引上げ</p> <p>○交際費の損金算入制度の延長と拡充、印紙税の廃止又は非課税の拡大</p> <p>(要望団体) 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会、一般社団法人日本ホテル協会</p>

<p>地域の足や物流を守るための安心・安全な輸送サービスの確保</p>	<p>【鉄道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鉄軌道用車両等の動力源に供する軽油の免税措置の継続(軽油引取税) ○JR二島会社の法人事業税資本割の課税標準に係る特例措置の継続(法人事業税) ○鉄道・運輸機構がJR二島・貨物の不要土地を取得する場合の特例措置の継続(不動産取得税) ○カーボンニュートラル投資促進税制を拡充(対象資産に「鉄道車両」を追加するとともに、鉄道車両を含む車両センター等を炭素生産性の計算単位として計算可能にする)し、延長(所得税・法人税・法人住民税・法人事業税) ○鉄道用車両等に対する固定資産税非課税措置の創設(移動体の省エネ化促進、交通システムとしてのモーダルシフトの推進、公共交通の利用促進の見地から、鉄道車両、バス車両、船舶といった移動性償却資産については非課税扱いにする) ○貨物鉄道モーダルシフトを促進する税制支援措置の拡充・創設(JR貨物が整備を進めているマルチテナント型物流施設(レールゲート)を物流総合効率化法における総合効率化計画の認定対象に追加)(固定資産税等) ○日本貨物鉄道株式会社が新たに取得した高性能機関車に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長 ○国家戦略特区における設備投資促進税制の延長(JR東日本では、国家戦略特区として認定された品川駅北周辺地区で、都市基盤及び国際ビジネス交流拠点の形成事業を実施) ○鉄道事業再構築事業において鉄道事業者が取得した鉄道事業の用に供する資産について、登録免許税・不動産取得税の特例措置を創設 ○「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長(法人事業税) <p>【自動車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○走行距離課税の導入に断固反対(営業用トラック等) ○営自格差の見直しに名を借りたタクシー車両の自動車税増税に断固反対 ○事業所税の非課税化 ○貨客混載及び乗合タクシーの実施に伴う登録免許税の負担軽減
-------------------------------------	--

	<p>○教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の拡充(子供送迎、妊婦通院時のタクシー利用を非課税の対象にする)</p> <p>○ユニバーサルデザインタクシーに対する自動車重量税の免税措置の延長</p> <p>○ユニバーサルデザインタクシーの車種を拡大し、車種拡大に伴う新たな認定車種についても自動車重量税及び自動車税(環境性能割)の特例措置の対象に</p> <p>○バスの動力源に供する軽油の減免措置の創設(軽油引取税)</p> <p>○燃料課税の見直し(旧暫定税率の廃止。当面の措置としてトリガー条項の凍結解除)</p> <p>○自動車関係諸税の抜本的な見直し等(税体系における「取得」「保有」「走行」の段階ごとの簡素化や負担軽減、ASV技術による運転支援システム装着車両(トラック・バス)に対する自動車税(環境性能割)の特例措置につき長期的な制度化とする等)</p> <p>○自動車関係諸税における営自格差の拡充</p> <p>○自動車重量税の道路特定財源化</p> <p>○物流総合効率化法に基づく特例措置の延長</p> <p>○少額資産即時償却の延長</p> <p>○地方拠点強化税制の延長</p> <p>○中小企業向け賃上げ促進税制の延長</p> <p>○トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用</p> <p>【海運】</p> <p>○内航貨物船の動力源に使用される軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の期限の延長</p> <p>○臨海部において地域の総合的な津波対策を推進するため、民間企業が取得・改良した津波対策に資する港湾施設等に係る固定資産税の特例措置の延長</p> <p>○国際船舶に係る登録免許税の特例措置の拡充・延長(新造船の対象を特定船舶に限定し、税率を更に軽減した上、延長)</p> <p>○国際船舶に係る固定資産税の特例措置の延長</p> <p>【港湾】</p> <p>○港湾整備、海洋環境の保全、災害復旧等を実施するため、作業船の動力源となる軽油に係る軽油引取税の課税免除措置の延長</p>
--	---

	<p>○港湾における荷役作業の効率化によって、物流効率化を図るためのモーダルシフトの推進等を図るため、港湾運送に使用される荷役機械等の動力源となる軽油に係る軽油引取税の課税免除措置の延長</p> <p>【航空】</p> <p>○航空機燃料税の特例措置の延長</p> <p>○航空機燃料税の廃止に向けた本則の見直し(将来的な廃止に向けた検討を開始し、その前提として本則の見直しを行うべき)</p> <p>○空港特殊車両(GSE)に係る軽油引取税の減免措置の延長</p> <p>○戦略物資生産基盤税制の創設・SAF 製造への適用</p> <p>○アイルランド租税条約の改定(同条約下ではリース契約に係る源泉税が免除されず、国際競争上非常に不利な立場)</p> <p>○国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の特例措置の延長</p> <p>○地球温暖化対策税の還付措置、航空機に使用する部分品に関わる関税の免除措置等の恒久化を含め、さらなる軽減</p> <p>【倉庫】</p> <p>○物流施設に係る特別措置の延長等(倉庫用建物等の割増償却、倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)</p> <p>○軽油引取税の課税免除の特例の延長(倉庫業では特に重量物を取り扱う際に軽油フォークリフトを使用)</p> <p>(要望団体)</p> <p>JRグループ7社(北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社)、一般社団法人日本民営鉄道協会、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会、公益社団法人全日本トラック協会、全日本交通運輸産業労働組合協議会(交運労協)、一般社団法人日本船主協会、日本内航海運組合総連合会、公益社団法人日本港湾協会、一般社団法人日本港運協会、航空連合、定期航空協会、全国地域航空システム推進協議会、一般社団法人日本倉庫協会</p>
--	--

<p>活力ある地方創生及び暮らしを守るための住宅関連税制の確立</p>	<p>【住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅ローン減税制度の借入限度額の維持等(認定住宅(長期優良住宅・低炭素住宅)、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅については、令和5年の借入限度額を維持・継続。床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅においても、現行の特例措置を継続) ○住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置の延長(最大非課税限度額(1,000万円)の維持、面積要件の特例(合計所得金額1,000万円以下の受贈者に限り、40㎡以上50㎡未満の住宅においても適用)についても継続) ○住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に係る特例措置の延長 ○居住用財産の買替え等に係る特例措置の延長(所得税・個人住民税) ○省エネ性能等に優れた住宅の普及促進に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税) ○既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長(固定資産税) ○買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(登録免許税) ○宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置の延長(不動産取得税) ○マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置の延長(登録免許税) ○マンションの建替え等の円滑化に関する法律における施行者又はマンション敷地売却組合が特定要除却認定マンション又はその敷地を取得する場合の非課税措置の延長(不動産取得税) ○工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の継続 ○土地等に係る不動産取得税の特例措置の延長 ○土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長 ○認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅を新築した場合の投資型減税の延長(かかり増し費用(上限650万円)の10%相当額を税額控除) ○新築住宅に係る税額の減額措置の延長(固定資産税) ○既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充・延長(所得税)
-------------------------------------	---

	<p>【不動産証券化】</p> <p>○固定資産税・都市計画税の負担調整措置及び条例減額制度の延長(公示地価は上昇基調にあり、評価替えによる固定資産税の増加が見込まれる一方、物価上昇・金利高等といった状況にある中で、本措置の廃止による税負担の大幅な増加はJリートの分配金低下につながり、「貯蓄から投資へ」の流れに逆行)</p> <p>○不動産取得税における土地の課税標準の軽減措置並びに住宅及び土地に関する税率の軽減措置の延長</p> <p>○国家戦略特区における設備投資促進税制の延長(特区において設けられている、設備投資促進税制等の各種税制特例措置の延長)</p> <p>○カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の延長(産業競争力強化法の計画認定制度に基づく、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制につき、延長)</p> <p>○投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱に係る改正(投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段として利益超過分配を行う場合に、圧縮積立金及び買換特例圧縮積立金を取崩さずに済むよう措置)</p> <p>(要望団体) 一般社団法人住宅生産団体連合会、一般社団法人不動産証券化協会</p>
--	--

〔 環境部門 〕

項目	内容・要望団体
<p>地球沸騰化時代に向き合う気候変動対策の推進・脱炭素社会の達成に向けたカーボンプライシングの導入・地球温暖化対策税の引き上げ 等</p>	<p>●パリ協定に整合した気候変動対策推進のため、早期の実効的なカーボンプライシングの導入や地球温暖化対策税(化石燃料賦課金)の引き上げ、電源開発促進税の使途見直し等を実施。これらの推進・実施にあたり、グリーンウォッシュではない対策である必要性の強調。</p> <p>●気候変動の影響を大きく受ける一次産業などに関連し、気候変動適応税の導入</p> <p>(要望団体) 気候ネットワーク、Climate Youth Japan、WWFジャパン</p>

<p>生物多様性の損失を食い止め、増加に転じさせるため、自然保護区の設定促進や持続可能な地域づくりの実現する土地に関する譲渡所得税等に関連税制の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ネイチャーポジティブ、30by30 目標達成のための「自然共生サイト」に係る固定資産税の減免 ●ナショナル・トラスト活動により取得する土地に対する『固定資産税』、『不動産取得税』、『譲渡所得税』の非課税措置の創設 ●民間等による自然共生サイト認定、活動推進のため法制度の整備とともに、インセンティブとなる税制優遇措置 <p>(要望団体) 公益財団法人 日本生態系協会、公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会、公益財団法人 日本自然保護協会</p>
<p>生物多様性の保全、地球温暖化対策や大気汚染対策などを推進する税制へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性・自然生態系を保全・再生及び、気候変動対策を推進していくための税制全体のグリーン化 ●エネルギー課税などについて環境負荷に応じた税負担となるような税制やネイチャーポジティブ実現に向けた税制等、税制のより一層のグリーン化 <p>(要望団体) 公益財団法人 日本生態系協会、公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会</p>

なお、これらはいくまで、各部門が取りまとめ、税調に提出した「重点要望項目」をそのまま掲載しているものであり、党の政策として決定していないものも含まれている。

以上